株主各位

東京都港区六本木三丁目2番1号 フロンティア・マネジメント株式会社 代表取締役 大 西 正一郎 代表取締役 松 岡 車 宏

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月26日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 2020年3月27日(金曜日)午前10時(受付開始予定 午前9時30分)
- 2. 場 所 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階 ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター
- 3. 目的事項報告事項
- 1. 第13期 (2019年1月1日から2019年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第13期 (2019年1月1日から2019年12月31日まで) 計算書類の内容報告の 件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 取締役4名選任の件

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付へご提出願います。
- ・また、議事資料として「本招集ご通知」を、当日会場までご持参下さいますようお願い申し上げます。

- ・当日の入場は、株主様のみとなります。代理出席の場合は、代理人の方も株主様である必要がございます。代理人として行使する議決権行使書及び代理権を証明する書面に加えて、代理人様ご本人名義の議決権行使書用紙をご提出下さい。
- ・議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う 旨とその理由を書面により当社にご通知下さい。
- ・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び個別計算書類の「個別注記表」については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.frontier-mgmt.com/)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査役が監査した計算書類の一部であります。
- ・株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。

〈新型コロナウイルスに関するお知らせ〉

新型コロナウイルスの感染が広がっております。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、当社グループの将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、 安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき23円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、131,143,102円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2020年3月30日

第2号議案 取締役4名選任の件

取締役全員(4名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 数
1	党 造 堂 節 (1963年9月25日生)	1992年 4 月 奥野総合法律事務所(現奥野総合法律事務所・外国法共同事業)入所 1997年 4 月 同事務所・外国法共同事業)入所 1997年 4 月 同事務所・パートナー弁護士 2003年 6 月 株式会社産業再生機構入社 2003年11月 同社 マネージングディレクター 2004年 1 月 三井鉱山株式会社(現日本コークス工業株式会社) 社外監査役 2004年 6 月 カネボウ株式会社 社外取締役 2005年 3 月 株式会社ダイエー 社外取締役 2007年 1 月 奥野総合法律事務所 カウンセル弁護士(現任) 2007年 1 月 当社設立 代表取締役就任(現任) 2012年 9 月 フロンティア・ターンアラウンド株式会社 代表取締役社長 2016年 7 月 同社 代表取締役会長 2017年11月 FCDパートナーズ株式会社 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) FCDパートナーズ株式会社 代表取締役	1,457,400株

(取締役候補者とした理由)

当社の創業者として長年に亘り当社グループ全体の経営の指揮を執り、当社の企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力及び企業経営者としての豊富な経験をもとに、今後も当社を適切に経営することが期待できることから、取締役候補者といたします。

候補者番 号	。	略歴、当社における地位、担当	所有する当社の
	氏	(重要な兼職の状況)	株 式 数
2	松 简 真 宏 (1967年9月20日生)	1990年 4 月 株式会社野村総合研究所入社 1994年 7 月 バークレイズ証券会社(現バークレイズ証券株式会社)入社 1997年 9 月 SBCウォーバーグ証券会社(現UBS 証券株式会社)入社 1999年 9 月 同社 株式調査部長 兼 マネージングディレクター 2003年 7 月 株式会社産業再生機構入社 2004年 2 月 同社 マネージングディレクター 2004年 6 月 カネボウ株式会社 社外取締役 2005年 3 月 株式会社ダイエー 社外取締役 2007年 1 月 当社設立 代表取締役就任(現任) 2012年 8 月 頂拓投資諮詢(上海)有限公司 董事長 兼 総経理 2015年 9 月 頂拓投資諮詢(上海)有限公司 董事長(現任) 2017年11月 FCDパートナーズ株式会社 代表取締役(現任) 2018年 7 月 俺の株式会社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 頂拓投資諮詢(上海)有限公司董事長 FCDパートナーズ株式会社代表取締役 俺の株式会社社外取締役	1,457,400株

(取締役候補者とした理由)

当社の創業者として長年に亘り当社グループ全体の経営の指揮を執り、当社の企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力及び企業経営者としての豊富な経験をもとに、今後も当社を適切に経営することが期待できることから、取締役候補者といたします。

候補者番 号	氏	略歴、当社における地位、担当 所有する当社の (重要な兼職の状況) 株式数
候番 3 3 3 4 5 6 6 7 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	氏 名 名 (生年月日) 高 橋 義 昭 (1955年12月6日生)	照 歴、当社における地位、担当 所有する当社の株 式 数 1978年4月 株式会社ダイエー入社 2004年5月 同社 取締役経営企画本部長 2005年3月 同社 代表取締役社長代行 2005年5月 同社 取締役財務経理・総務人事管 掌 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 2007年5月 同社 常務取締役総務人事管掌 兼 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 兼 投資委員会委員長 2010年5月 同社 取締役退任(~12月同社顧問) 2011年1月 株式会社ゴードン・ブラザーズ・ジャパン入社 社長補佐 兼 マネージング・ディレクター 2012年1月 同社 顧問(同年6月退任) 2012年4月 シンクファクトリー高橋研究所(経営コンサルタント業) 開業 2014年4月 株式会社日本アクア 社外監査役 2014年6月 パス株式会社 社外取締役 2016年8月 当社入社 常勤顧問 2016年9月 当社 管理部長
		2017年 3 月 当社 取締役管理部長 2017年12月 当社 取締役管理部長 兼 経営企
		画部長 兼 上場準備室長 2018年 4 月 当社 取締役経営管理部長(現任)

(取締役候補者とした理由)

株式会社ダイエーにおいて経営者として培った識見を活かして、当社の企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力及び企業経営者としての豊富な経験をもとに、今後も当社を適切に経営することが期待できることから、取締役候補者といたします。

候補者番 号	。 氏 * 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株 式 数
4	大杉 杉 和 八 (1953年7月31日生)	1977年 4 月 日本銀行入行 1986年11月 B I S (国際決済銀行) エコノミスト 1999年 6 月 日本銀行松本支店長 2001年 5 月 日本銀行大阪支店副支店長 2003年 5 月 株式会社産業再生機構RM統括シニアディレクター 2005年 7 月 日本銀行金融機構局審議役・金融高度化センター長 2006年 5 月 日本銀行検査役検査室長 2007年 4 月 日本銀行政策委員会室長 2009年 4 月 お茶の水女子大学客員教授 2011年 9 月 日本銀行監事 2015年10月 日本通運株式会社警備輸送事業部顧問(現任) 2016年 6 月 日本写真印刷株式会社(現N I S S H A 株式会社) 社外取締役(現任) 2018年 8 月 当社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況)日本通運株式会社警備輸送事業部顧問N I S S H A 株式会社社外取締役	O株

(社外取締役候補者とした理由)

大杉和人氏は、日本銀行及び株式会社産業再生機構の要職を歴任した中で培われた経済、金融及び事業再生の深い識見を活かして、当社の企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力及び要職経験者としての豊富な経験をもとに、今後も当社の取締役会の監督機能の強化に活かしていただくことが期待できることから、社外取締役候補者といたします。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、同氏は経済、金融及び事業再生に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 大杉和人氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

- 3. 当社は、大杉和人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
- 4. 当社は、大杉和人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以上

(添付書類)

事業報告

(自 2019年1月1日) 至 2019年12月31日)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(自2019年1月1日 至2019年12月31日)におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や企業収益の向上を背景に、緩やかな回復基調で推移したものの、米中間の通商問題や中国経済の減速など、世界経済の不確実性の影響もあり、先行きは不透明な状況であります。

このような経営環境の下、当社グループは、経営コンサルティング、ファイナンシャル・アドバイザリー、再生支援、その他の機能を活かした包括的なサービス提供により、一気通貫で企業の課題解決を図る提案に引き続き注力いたしました。また、第3四半期において本社移転を実施したことにより、3フロアに分かれていたオフィスを1フロアに集約することによって、オフィス効率の向上を図り、また、社員同士のコミュニケーションの活発化や異なる専門性の交流の促進などにより業務品質の向上を図ってまいりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、前連結会計年度において大型案件の成約があったファイナンシャル・アドバイザリー事業において、当連結会計年度では同様の大型案件の成約がなかった影響から売上高の減少があったものの、経営コンサルティング事業の売上高の増加と、再生支援事業の売上高の大幅増加により、売上高は4,771,144千円(前連結会計年度比1.7%増)となりました。また、利益面に関しては、営業利益663,240千円(同1.4%減)、経常利益678,872千円(同0.3%増)となりました。なお、特別損失として本社移転費用43,169千円を計上したため、親会社株主に帰属する当期純利益429,382千円(同9.1%減)となりました。

各事業別の状況は次のとおりであります。

	事	業別		売上高 (千円)	構成比 (%)	対前年増減率 (%)	
経	営コン	サルテ	ィング事	業	2,016,274	42.2	3.7
ファイナンシャル・アドバイザリー事業				事業	2,064,316	43.3	△11.7
再	生	支 拼	選 事	業	567,383	11.9	111.4
そ	の	他	事	業	123,169	2.6	△12.1
	合		計		4,771,144	100.0	1.7

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資(有形固定資産及び無形固定資産)は、総額で188,281千円であり、その主なものは、本社移転による設備工事、什器備品等であります。 なお、当連結会計年度において重要な設備の売却、除却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、金融機関より所要資金として短期借入金300,000千円を調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(6) **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継** 該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分 該当事項はありません。

(8) 会社が対処すべき課題

当社グループは、既存事業の成長を図ると共にさらなる成長のため、以下のようなソリューションの拡充を図っております。

① 海外中堅企業を買収対象としたクロスボーダーM&A支援

昨今、人口減少による市場縮小に対応するため、海外市場を狙うべく、日本企業のクロスボーダーM&Aが増加傾向にあります。大手企業は既にその動きを活発化しており、これまでクロスボーダーM&Aに取り組んでこなかった中堅企業においてもクロスボーダーM&Aに取り組む企業が増えてきています。一方で、海外買収案件の経験に乏しい大企業や中堅企業では、買収時のみならず買収後の経営まで必要人材を揃えてクロスボーダーM&Aを社内で完結させることが難しく、そのサポートのニーズが高まると予想されるため、当社グループがM&A戦略策定、M&A実行、PMI(Post Merger Integration:M&A成立後の統合プロセス)までを一貫してサポートすることにより、当社グループの事業機会の拡大を図ってまいります。

② 中堅・中小企業へのコンサルティング・資金供給

中堅企業においては、市場縮小に対し上記とは別の対応として、新規事業の展開が大きな課題となっており、そのためのコンサルティング支援ニーズは年々増加しています。また、同時に新規事業の展開を目的としたリスクマネーの需要が高まるため、当社グループとしてはファンドや自己投資を通じて顧客に資金提供を行い、同時に経営者派遣やコンサルティングを実施することによって、投資先の会社の企業価値の向上を図り、投資資金の回収とそれに伴う成功報酬の収受を目指します。

③ 中堅・中小企業のM&A支援

加えて、国内の中堅・中小企業の経営者の高齢化に伴い、事業承継機会が飛躍的に増加しており、事業承継型M&Aも同時に増加しているため、当社の特徴である金融法人ネットワークを通じて持ち込まれる事業承継型M&A案件を中心に、当社グループの事業承継サービスを伸長させていく予定です。

④ 大企業に対する成長戦略コンサルティング(M&A戦略コンサルティングを中心とする) 及びM&A実行支援

当社グループにも多数の大企業クライアントがいますが、同社等にとってM&A戦略を中心とした成長戦略策定のニーズは大きく、M&A戦略コンサルティングを中心とする成長戦略コンサルティングからM&A実行までを一気通貫で支援をする業務は、年々拡大することが想定されるため、当社グループとしても注力していく予定です。

当社グループの既存事業の成長と上記のソリューションの拡充のため、以下の課題に注力をしてまいります。

① 専門家人材の積極的採用・育成の強化

当社グループの最も重要な経営資源は人材であり、また、旺盛な案件需要に対応する人員を確保するためにも、優秀な人材の採用・育成が当社グループの経営課題となっております。他社との差別化を推進するため、経営コンサルティング事業において、産業知見を豊富に有する人材や特定の業務分野に精通した人材の更なる採用・育成を強化してまいります。また、M&A案件やグローバル案件の増加に対応するため、当社グループは、当該分野における優秀な専門家人材を積極的に採用・育成してまいります。

② クロスボーダーM&Aに対応する海外拠点網の拡充

当社グループでは、グローバル案件を遂行するため、体制の強化が必要となっており、上海・シンガポール・ニューヨークに所在する既存拠点の情報収集能力向上を図るとともに、欧州・インド等の戦略的重要地域でも提携先との協力関係を構築する等により、海外拠点ネットワークの更なる強化を図ってまいります。

また、自社の海外拠点の新設による拠点網の拡充も検討しております。

③ 認知度及びブランド力の向上

当社グループの潜在顧客の信頼を高めるため、及び潜在的な入社希望者からの魅力度を高めるため、認知度及びブランド力の向上が必要となります。

(9) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

区分	,		期別	第10期 (2016年12月期)	第11期 (2017年12月期)	第12期 (2018年12月期)	第13期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売	上	-	高(千円)	3,337,027	3,880,452	4,690,065	4,771,144
経	常	利	益(千円)	6,466	254,237	676,615	678,872
親会礼 当 期	性株主 純 利 純 損	に帰属 」益 5 ! 失 (する Z は(千円) △)	△21,824	144,213	472,434	429,382
1 株当	たり当にたり当	期純利益 期純損免	禁又は ∈(△) (円)	△4.35	28.80	91.29	75.30
純純	資	産	額(千円)	599,063	741,979	1,897,531	2,185,341
総	資	産	額(千円)	1,569,580	1,970,827	3,623,692	3,269,111

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	<u> </u>		期別	第10期 (2016年12月期)	第11期 (2017年12月期)	第12期 (2018年12月期)	第13期 (当事業年度) (2019年12月期)
売		_	高(千円)	2,815,961	3,843,075	4,690,065	4,762,968
経常利	益又は	経常損免	失(△) (千円)	△89,790	246,520	665,292	660,550
当期	純 和 純 損	〕益	Z は △) (千円)	△53,271	344,955	461,787	417,231
1 株当 1 株当	たり当 たり当期	期純利益 明純損失	益又は (△) (円)	△10.64	68.90	89.23	73.17
純	資	産	額(千円)	396,971	741,926	1,883,974	2,158,459
総	資	産	額(千円)	1,266,999	1,970,832	3,610,673	3,243,878

⁽注) 2018年7月13日付で普通株式1株につき1,000株、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第10期(2016年12月期)の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(10) 重要な子会社の状況

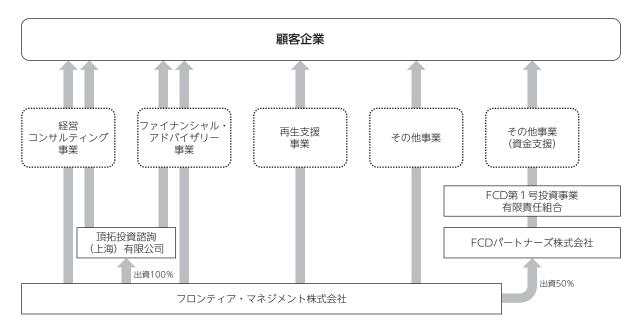
会	社	名	資本金(千円)	出資比率(%)	事	業	内	容
頂拓投資 (上海)	資諮詢 有限2	门	120,000	100.00	経営コンサ ファイナン	ルティングシャル・フ	ブ事業 アドバイサ	『リー事業

(11) 主要な事業内容

当社グループは、当社(フロンティア・マネジメント株式会社)と連結子会社1社(頂拓投資諮詢(上海)有限公司)及び持分法適用関連会社1社(FCDパートナーズ株式会社)の計3社で構成されております。

当社グループは、「クライアントの利益への貢献」、「ステークホルダーの利益への貢献」、「社会への貢献」を経営理念として掲げ、経営コンサルティング、ファイナンシャル・アドバイザリー及び再生支援といった各種経営支援サービスの提供を主たる業務としております。

当社グループは、これらのサービスを、顧客企業のニーズに応じて、単独又は組み合わせることにより提供しております。また、当社グループは、特定の金融機関、監査法人又は事業法人等の資本系列に属さない独立系のコンサルティングファームであり、利益相反のない中立的な立場でサービスを提供しております。



当社グループの事業は単一セグメントであります。当社グループの売上分類といたしましては、

- ①経営コンサルティング事業、②ファイナンシャル・アドバイザリー事業、③再生支援事業及び
- ④その他事業に区分されております。

各事業の概要は、以下のとおりです。

① 経営コンサルティング事業

顧客企業の経営戦略(全社戦略・事業戦略・機能別戦略(マーケティング、オペレーション等の企業の個別機能に対する戦略))の立案、中期経営計画の策定から実行支援、常駐型で実行支援を行う経営執行支援、M&Aに関連して実施される事業デュー・ディリジェンス(事業等に関する調査・分析)等のサービスを提供しております。

当社グループのコンサルティング事業における特長の一つとして、経験豊富なアナリストを擁していることなどを背景に幅広い業界(小売・流通、運輸、飲食、サービス、情報通信、テクノロジー、製造業(機械、素材、消費財)、商社及び医薬・ヘルスケア等)に対して、各産業の特性に応じた各種ソリューション(経営戦略の立案、中期経営計画の策定・実行支援、事業デュー・ディリジェンスのほか、マーケティング(営業)強化、オペレーション(業務)改革及び組織・人事等に関するコンサルティング)を顧客企業に提供している点が挙げられます。

また、近年経営の高度化、さらには事業承継の増加などを背景に、経営執行の機会が多様化しており、この経営執行の多様化に対応するため、CEOやCFOを含むマネジメントチームを派遣し、常駐型の経営執行支援を行うサービスの業務が拡大しております。

更に顧客ニーズの高まりつつあるBPO(Business Process Outsourcing:アウトソーシング)の推進や、AI(Artificial Intelligence:人工知能)・RPA(Robotic Process Automation:ロボットによる業務自動化)を活用した業務効率化の推進を支援する業務を拡大しており、他にも不正調査や危機管理広報、再発防止策の策定を含む危機発生時の適切な対応からガバナンス構築による企業価値の回復・向上に至る一連のソリューション提供を開始しております。

当社グループは、創業以来、様々な業界に知見を有する産業アナリストやコンサルタント、特定の業務分野に精通した専門家人材を順次採用し、各専門家人材のナレッジ・ノウハウの共有化を進めることで、組織全体として顧客企業が属する業界に対する知見の深化を図るとともに、提供可能なソリューション幅の拡大を行いサービスの質の向上に努めております。

② ファイナンシャル・アドバイザリー事業

顧客企業が行うM&Aや組織再編に関して、M&A戦略の立案、対象企業の選定・アプローチ、各種デュー・ディリジェンス(調査・分析)、企業価値算定、取引条件・契約書交渉、クロージング(資金決済等)手続きといった業務全般に関する助言・補佐業務を行っております。

この事業においては、Bloomberg 日本M&Aマーケットレビュー アドバイザー・ランキングの過去9年間(2011年~2019年)においてM&A件数で概ね10位以内にランキングされ、大手金融機関と並ぶ実績を残してまいりました。

なお、当社グループは、日本企業のグローバル化の進展に伴い増加するクロスボーダーM & A の顧客ニーズに対応するため、クロスボーダーM & A に関する豊富な実績を有する人材を積極的に採用するとともに、中国子会社の設立、シンガポール支店の開設、ニューヨーク支店の開設及び欧米、インドの海外提携先の開拓等を通じて、クロスボーダーM & A の業務遂行体制の強化及び海外ネットワークの拡大を行っております。

また、近年ではオーナー企業の後継者問題を背景とした事業承継を目的とするM&Aが増加しており、そのニーズを取り込むための体制強化を行っております。

さらに、PMI(Post Merger Integration: M&A成立後の統合プロセス)支援業務に対するニーズに対応するため、PMI支援業務の体制強化を図る予定です。

③ 再生支援事業

再生支援を必要とする企業に対し、事業再生計画策定から実行支援、金融機関との利害調整、経営改革(ターンアラウンド)のための経営参画、各種再生手続き上の支援までトータルサポートを行っております。

当社グループの再生支援事業における特徴として、ハンズオン型経営改革支援(常駐型による経営改革の実行支援)を行っている点が挙げられます。ハンズオン型経営改革支援とは、経営改革(ターンアラウンド)業務に精通したコンサルタントを、顧客企業の経営陣等として派遣し、顧客企業に対して直接的に再生計画・経営改革の実行を支援するというものです。事業再生が必要とされる局面は、対象企業にとって「平時」ではなく「危機時」であり、「危機時」における経営改革(ターンアラウンド)の失敗は、そのまま「企業の死」(事業の断絶)に繋がりかねません。そのため、当社グループは、顧客企業とともに、再生計画の策定とその後の経営改革に直接コミットして、その実現をサポートしております。

④ その他事業

再生支援事業やファイナンシャル・アドバイザリー事業に関連し、弁護士、会計士及び税理士等の各種制度関連の専門家による調査業務(法務、財務及び税務面のデュー・ディリジェンス)を行う他、事業再生計画、M&A及び組織再編の実行局面において、当該制度関連の助言業務を行っております。

また、事業会社及び金融機関の役職員を対象とした教育研修事業として「フロンティア・ビジネススクール」を行っております。

さらに、関連会社であるFCDパートナーズ株式会社を通じて、ファンドによる資金支援 業務(投資業務)を行っております。

(12) **主要な営業所等**(2019年12月31日現在)

・当社

本			社	東京都港区六本木三丁目2番1号
大	阪	支	店	大阪府大阪市中央区道修町三丁目1番6号
名	古 屋	支	店	愛知県名古屋市中村区名駅二丁目45番14号
長	野	支	店	長野県長野市南石堂町1282番地11
シ	ンガポ	ールき	を店	シンガポール共和国
=	ュ — ョ	- クま	を店	アメリカ合衆国

- (注) 1. 本社は2019年7月22日に東京都千代田区から移転しました。
 - 2. 2019年7月1日付で、名古屋支店を開設いたしました。
 - ・子会社

┃ 頂拓投資諮詢(上海)有限公司 ┃ 中華人民共和国			
----------------------------	--	--	--

(13) 使用人の状況(2019年12月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使	用	人	数	前	連	結	会	計	年	度	末	比	増	減	
	177名									1	2名	(堆	1)		

- (注) 1. 使用人数は就業人数(当社グループからグループ外への出向者を除く。)であり、使用人数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。
 - 2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて12名増加したのは、積極的な人材採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前事業年度末比増減	平	均	年	党	平	均	勤	続	年	数
	177名		13名(増)			38.9	歳					3.2年	Ŧ.	

- (注) 使用人数は就業人数(当社から社外への出向者を除く。)であり、使用人数には、パート社員、契約社員、派遣社員等は含んでおりません。
- (14) **主要な借入先** (2019年12月31日現在) 該当事項はありません。
- (15) **上記記載事項以外の会社の現況に関するその他の重要な事項** 該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 22,824,000株

(2) 発行済株式の総数 5,701,874株 (自己株式4,126株を除く)

(3) 株主数 1,365名

(4) 大株主 (上位10名)

株	Ė		名	所有株式数(株)	持 株 割 合 (%)
大	西	正 -	— 郎	1,502,000	26.34
松	岡	真	宏	1,502,000	26.34
矢	島	政	也	374,000	6.56
BBH/ TRUS FOR (IRE FOR FUND	JAPÁN : O CLT A (JSTÉES LIMITEI SMALL C	ČАР	284,600	4.99
日本トラ(信託口	スティ・サーl])	ごス信託銀行	朱式会社	267,200	4.69
村	\blacksquare	朋	博	130,000	2.28
加	畑	雅	之	75,200	1.32
西	Ш	明	徳	72,000	1.26
光	澤	利	幸	70,000	1.23
日本マス(信託口	〈タートラスト(])	言託銀行株式	会社	59,200	1.04

- (注) 持株割合は自己株式(4,126株)を控除して計算しております。
- (5) その他株式に関する重要な事項
 - イ. 発行可能株式総数

2019年8月14日開催の取締役会決議により、株式分割に伴う定款変更を行い、2019年10月1日付で発行可能株式総数は11,412,000株増加し、22,824,000株となっております。

口. 発行済株式の総数

2019年8月14日開催の取締役会決議により、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は2.853.000株増加し、5.706.000株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

() —	-					
		第11回新株予約権				
発行決議日		2018年5月15日				
新株予約権の数		1,735個				
新株予約権の目的	りとなる株式の種類と数	普通株式 6,940株 (新株予約権1個につき4株) (注) 1、6				
新株予約権の払込	₹金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない				
新株予約権の行例	たに際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり600円 (1株当たり150円) (注) 2、6				
権利行使期間		2020年5月16日から2028年5月15日まで				
行使の条件		(注) 4				
	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 1,735個 目的となる株式数 6,940株 (注) 6 保有者数 3名				
役員の保有状況	社外取締役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名				
	監査役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名				

(注) 1. 当社が株式の分割(株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式の併合を行う場合、 次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約 権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行わ れる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または 当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当 社は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができる。 2.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをす べき1株当たり出資金額(以下、「行使価額」という。) に新株予約権1個の目的である株 式の数を乗じた価額とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約 権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未 満の端数を切り上げる。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合

(2) 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分(株式の無償割当て による株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権(新株予約権付社債 も含む。) の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を 除く。)を行う場合

既発行株式数 + 新規発行株式数

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の 発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数と し、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発 行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の 募集株式発行前の株価は、当社株式の市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社 株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

- (3) 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる 吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これ らの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調 整を行う。
- 3. 資本組入額は以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計 算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし計算 の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1) 記載の資本金等増加限度額から上記(1) に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
 - (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要するものとし、且つ、通算勤続年数が5年以上であることを条件とする。ただし、当社または当社子会社の従業員が定年退職した場合、及び当社取締役会が認めた場合は権利行使をなしうるものとする。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
 - (3) 新株予約権者は、権利行使期間の制約に加え、権利行使開始日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日以降に限り、新株予約権を行使できるものとする。
- 5. 組織再編時の取扱いは以下のとおりであります。

組織再編に際して定める契約書または計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- (1) 合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- (2) 吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継 する株式会社
- (3) 新設分割 新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転 株式移転により設立する株式会社
- 6. 2018年7月13日付で普通株式1株につき1,000株、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」が調整されております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏			名	ŀ	也位	及び	担当	当	担当及び重要な兼職の状況
大	西	正 -	- 郎	代	表	取	締	役	FCDパートナーズ㈱代表取締役
松	岡	真	宏	代	表	取	締	役	頂拓投資諮詢(上海)有限公司董事長 FCDパートナーズ㈱代表取締役 俺の㈱社外取締役
高	橋	義	昭	取		締		役	経営管理部長
大	杉	和	人	取		締		役	日本通運㈱警備輸送事業部顧問 NISSHA㈱社外取締役
梅	本		武	常	勤	監	査	役	
下河	可邊	和	彦	監		查		役	㈱経営共創基盤社外監査役
服	部	暢	達	監		査		役	(株)ファーストリテイリング社外取締役 (株)博報堂DYホールディングス社外取締役 早稲田大学大学院経営管理研究科客員教授 慶應義塾大学大学院経営管理研究科客員教授

- (注) 1. 取締役大杉和人氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役梅本武氏、下河邉和彦氏及び服部暢達氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 3. 当社は、取締役大杉和人氏並びに監査役梅本武氏、下河邉和彦氏及び服部暢達氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区						分	支	給	人	員	報酬等の額
取 (う	5	社	締外	取	締	役 役)				4名 (1名)	123,710千円 (6,000千円)
監(う	5	社	查 外	監	査	役 役)				3名 (3名)	24,499千円 (24,499千円)
合(う	5	社	-	外	役	計 員)				7名 (4名)	148,210千円 (30,499千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬総額は株主総会決議 (2018年8月14日臨時株主総会) により、年3億円以内 (うち社 外取締役分2,000万円以内) とすると定められております。
 - 3. 監査役の報酬総額は株主総会決議(2018年8月14日臨時株主総会)により、年5,000万円以内とすると定められております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係 取締役大杉和人氏は、日本通運株式会社警備輸送事業部顧問及びNISSHA株式会社社外 取締役を兼務しておりますが、当社とこれらの会社との間には特別な関係はありません。

監査役下河邉和彦氏は、株式会社経営共創基盤社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

監査役服部暢達氏は、株式会社ファーストリテイリング社外取締役、株式会社博報堂DYホールディングス社外取締役、早稲田大学大学院経営管理研究科客員教授及び慶應義塾大学大学院経営管理研究科客員教授を兼務しておりますが、当社とこれらの会社等との間には特別な関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

					主	な	活	動	状	況	
取締役	+	#2	₹Π	٨	当事業年度に	開催された	取締役会13	回全てに	出席し、議	案審議等に	必要
4X701文	人	イン	↑□	人	な発言を適宜	行っており	ます。				
卧本 犯	栭	*		1.	当事業年度に	開催された	取締役会13	3回、監査	役会13回	全てに出席し	ノ、
監査役 梅 本 武 議案審議等に必要な発言						を適宜行つ	ております	· 。			
卧 本师	T :	元 :自	ŧΠ	11	当事業年度に	開催された	取締役会13	3回、監査	役会13回	全てに出席し	ノ、
五旦仅	監査役 下河 邉 和 彦				議案審議等に	必要な発言	を適宜行つ	ております	١.		
監査役	服	部	暢	達	当事業年度に	開催された	取締役会13	3回、監査	役会13回:	全てに出席し	ノ、
血且仅	אוג	미	物	烓	議案審議等に	:必要な発言	を適宜行つ	ております	١.		

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役大杉和人氏、社外監査役梅本武氏、社外監査役下河邉和彦氏及び社外監査 役服部暢達氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任 を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各氏とも法令が規定する額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		16,9	900千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額		16,9	900千円

(注) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが 適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断 をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、 株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、 監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査 役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と 解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当会社は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識に立ち、コンプライアンスについて取締役及び使用人全員への周知徹底を図るとともに、取締役及び使用人全員に対してコンプライアンスに関する研修を行う。
- ② 取締役及び使用人による職務の執行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切に行われていることを確認するため、監査役による監査及び内部監査室による内部監査を実施する。
- ③ コンプライアンス規程及び内部通報規程を制定することにより法令等違反行為に関する報告 体制を確立し、かかる行為を速やかに認識し対処する。
- ④ 当会社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で立ち向かい、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力との関係を遮断するため、コンプライアンス規程その他の社内規程を制定し、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を確保する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 原則として毎月1回定時取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役会規則に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
- ② 取締役会に付議される事項については、常務会又は経営会議における諮問を経る。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。)については、法令、定款及び文書管理規程その他の関連諸規程に基づき保存及び管理を行う。
- ② 取締役及び監査役の要求があるときは、これらの文書(電磁的記録を含む。)を常時閲覧に供する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理に関する統括責任者を代表取締役とし、リスク管理について必要な事項を組織横断的に定めるリスク管理規程を制定し、これに基づきリスク管理体制を構築する。

② 危機管理規程を制定し、緊急事態が発生した場合における報告及び指揮連絡体制を確立する ことにより、緊急事態を迅速かつ適切に把握し損失の最小限化に努める。

(5) 財務報告の適正性を確保する体制

取締役及び使用人は「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を遵守した業務執行により財務報告の適正性を確保する。

(6) 当会社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当会社及び子会社から成る当社グループとしての業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定め、当該規程に則って子会社の管理を実施する。
- ② 子会社の取締役と日常的な意思疎通を図り、当社グループとしての経営について協議するほか、子会社が当会社の経営方針に則って適正に運営されていることを確認する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役が職務を補助するための使用人を置くことを求めた場合、取締役と監査役が意見交換を行い、決定する。
- ② 前号の使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統に属さず監査役の指示 命令に従うものとし、当該使用人の異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役会の意見を尊重する。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、事業の報告をする。
- ② 常勤監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から重要な事項の報告を受ける。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、監査役会規則及び監査役監査基準を定めるとともに、監査計画書を作成し、取締役会でその内容を説明し、監査の実施に関しての理解と協力を得る。
- ② 監査役は、代表取締役と定期会合を通じて意見交換を行う。
- ③ 監査役は、内部監査人による内部監査に立会うとともに、内部監査人との意見交換及び関連部署との緊密な連携を通じて監査の実効性を確保する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

- ① コンプライアンスの徹底のために、当社の役職員に対してコンプライアンス研修を実施いたしました。また、当社の役職員がいつでも社内規程を閲覧できる環境を整えております。さらに、当事業年度中において社内規程が変更された際には、役職員全員に対して通知を発信し、周知いたしました。
- ② 取締役及び使用人による職務の執行が法令、定款及び社内規程に違反することなく適切に行われていることを確認するため、監査役による監査及び内部監査室による内部監査を実施いたしました。
- ③ コンプライアンス規程及び内部通報規程に基づく内部通報窓口を設置・運用しております。
- ④ 反社会的勢力と接触することを避けるため、取引開始前の段階で反社チェックを実施し、反社会的勢力との関係を遮断するため、契約書に暴排条項を入れております。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

- ① 本事業年度においては取締役会を13回開催し、取締役会規則に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行いました。
- ② 取締役会に付議される事項については、常務会又は経営会議における諮問を経ました。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況

取締役の職務の執行に係る文書(電磁的記録を含む。)については、法令、定款及び文書管理 規程その他の関連諸規程に基づき保存及び管理を行っております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

リスク管理規程及び危機管理規程に基づいた適切な運用を行っております。

(5) 財務報告の適正性を確保する体制の運用状況

取締役及び使用人は「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を遵守して業務を執行いたしました。

(6) 当会社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 当会社及び子会社から成る当社グループとしての業務の適正を確保するため、子会社管理規程に則って子会社の管理を実施いたしました。
- ② 子会社の取締役と日常的な意思疎通を図ることで、当社グループとしての経営について協議し、子会社が当会社の経営方針に則って適正に運営されていることを確認いたしました。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項の運用状況

監査役の職務を補助するための専任の使用人は設置しておりません。しかしながら、監査役会 運営事務を補助するため、兼務の使用人を1名設置しております。なお、当該使用人は、監査役 会運営事務を行うに当たっては、業務執行上の指揮命令系統に属さず監査役の指示命令に従い当 該補助業務を実施しております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制の運用状況

常勤監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、役職員から重要な事項の報告を受けております。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況
 - ① 監査役会は、監査計画書を作成し、監査役が取締役会でその内容を説明いたしました。
 - ② 監査役は、代表取締役と定期会合を年2回実施し、意見交換を行いました。
 - ③ 監査役は、内部監査人との意見交換を定期的に実施いたしました。
- 8. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

⁽注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	2,585,177	流 動 負 債	1,001,516
現金及び預金	1,733,235	買掛金	18,631
受取手形及び売掛金	695,233	未払金	92,783
営業投資有価証券	56,394	未払法人税等	158,336
その他	113,966	賞 与 引 当 金	511,547
 貸 倒 引 当 金	△13,651	役員賞与引当金	25,098
 固 定 資 産	683,933	そ の 他	195,120
 有形固定資産	247,003	固 定 負 債	82,253
 建 物	218,677	資産除去債務	82,253
 工具器具及び備品	28,326	負 債 合 計	1,083,769
無形固定資産	14,742	純 資産 <i>の</i>	
	14,640	株主資本	2,173,146
	102	資 本 金	158,137
投資その他の資産	422,187	資本剰余金	808,967
		利益剰余金	1,206,655
関係会社株式	29,871	自 己 株 式	△613
敷金及び保証金	211,086	その他の包括利益累計額	12,194
繰 延 税 金 資 産	174,910	為替換算調整勘定	12,194
そ の 他	6,318	純 資 産 合 計	2,185,341
資 産 合 計	3,269,111	負債及び純資産合計	3,269,111

⁽注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2019年1月1日) 至 2019年12月31日)

	禾	4					金	額
売			上		高			4,771,144
売		上		原	価			1,795,483
売		上	総	利	益			2,975,660
販	売	費及で	ゾー	般管	理 費			2,312,420
営		業		利	益			663,240
営		業	外	収	益			
	受		取		利	息	55	
	持	分 法	に	よる	投 資 利	益	13,380	
	受	取	保	険	配当	金	1,158	
	受	取	!	保	険	金	9,927	
	受	取	事	務	手 数	料	2,354	
	そ			\mathcal{O}		他	1,352	28,227
営		業	外	費	用			
	支		払		利	息	727	
	情	報 セ	キュ	. リョ	ーィ対応	費	9,110	
	為		替		差	損	2,757	12,595
経		常		利	益			678,872
特		別		損	失			
	本	社	移	剪	費	用	43,169	43,169
税	金	等調	整	前当	期純利	益		635,703
法	人		住 民			税	133,951	
法		人 移	ゼ	等	調整	額	72,369	206,320
当		期		純	利	益		429,382
親	会	性株主	に帰	属する	5 当期純和	<u>益</u>		429,382

⁽注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年1月1日) 至 2019年12月31日)

								T 122 · 1 1 3/
	杉	株主		資	*	その他の包括	括利益累計額	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	純資産合計
2019年1月1日残	158,137	808,967	919,822	△418	1,886,509	11,021	11,021	1,897,531
当連結会計年度変動額								
剰余金の配当			△142,550		△142,550			△142,550
親会社株主に帰属する 当期 純 利 益			429,382		429,382			429,382
自己株式の取得				△195	△195			△195
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 (純 額)						1,173	1,173	1,173
当連結会計年度変動額合 計	_	_	286,832	△195	286,637	1,173	1,173	287,810
2019年12月31日 残	158,137	808,967	1,206,655	△613	2,173,146	12,194	12,194	2,185,341

⁽注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
科目	金額	科目	金額
流 動 資 産	2,571,587	流 動 負 債	1,003,166
現 金 及 び 預 金	1,718,883	買掛金	19,986
売 掛 金	695,233	未 払 金	93,077
営業投資有価証券	56,394	未 払 費 用	91,331
前 払 費 用	83,265	前 受 金	6,106
立 替 金	16,385	預りの金り	39,807
そ の 他	15,076	未払法人税等	158,336
貸 倒 引 当 金	△13,651	未払消費税等	57,874
固 定 資 産	672,291	賞 与 引 当 金	511,547
有 形 固 定 資 産	246,992	役員賞与引当金	25,098
建物	218,677	固定負債	82,253
工具器具及び備品	28,315	資 産 除 去 債 務	82,253
無形固定資産	14,742	負 債 合 計	1,085,419
ソフトウェア	14,640	純 資 産 0	部 C
その他	102	株 主 資 本	2,158,459
投資その他の資産	410,555	資 本 金	158,137
関係会社株式	3,000	資本剰余金	808,967
関係会社出資金	0	資 本 準 備 金	158,137
関係会社長期貸付金	30,000	その他資本剰余金	650,829
長期未収入金	20,601	利 益 剰 余 金	1,191,968
敷 金 及 び 保 証 金	210,522	その他利益剰余金	1,191,968
繰 延 税 金 資 産	174,910	繰 越 利 益 剰 余 金	1,191,968
その他	6,318	自 己 株 式	△613
貸 倒 引 当 金	△34,797	純 資 産 合 計	2,158,459
資 産 合 計	3,243,878	負債及び純資産合計	3,243,878

⁽注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2019年1月1日) 至 2019年12月31日)

	科				金	額
売		上	高			4,762,968
売	上	原	価			1,795,446
売	上	総利	益			2,967,522
販	売 費 及	び一般質	哲理費			2,310,784
営	業	利	益			656,737
営	業	外 収	益			
	受	取	利	息	173	
	受 取	保 険	配当	金	1,158	
		取 保	険	金	9,927	
	受 取	事 務	手 数	料	2,354	
	そ	\mathcal{O}		他	1,048	14,661
営	業	外 費	用			
	支	払	利	息	727	
	情 報 セ		ティ対応	費	9,110	
	為	替	差	損	1,011	10,849
経	常	利	益			660,550
特	別	利	益			
	関 係 会	社 貸 倒 引		益	6,159	6,159
特	別	損	失			
	本 社		転 費	用	43,169	43,169
税	引 前		純利	益		623,540
法	人税、		及び事業	税	133,940	
法	人	税等	調整	額	72,369	206,309
当	期	純	利	益		417,231

⁽注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2019年1月1日) 至 2019年12月31日)

(単位:千円)

		株		主	資		本		
		資本	、 剰 🤅	剰 余 金		利益剰余金			
	資本金	資 本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金合計	そ利剰 総裁余 私金	月 利益剰余金 合 計	自己株式	株主資本合計	純資産 計
2019年1月1日 残 高	158,137	158,137	650,829	808,967	917,287	917,287	△418	1,883,974	1,883,974
事業年度中の 変 動 額									
剰余金の配当					△142,550	△142,550		△142,550	△142,550
当期純利益					417,231	417,231		417,231	417,231
自己株式の取得							△195	△195	△195
事業年度中の変動額合計	_	_	_	_	274,681	274,681	△195	274,485	274,485
2019年12月31日 残 高	158,137	158,137	650,829	808,967	1,191,968	1,191,968	△613	2,158,459	2,158,459

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月13日

フロンティア・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

擬欄 社員 公認会計士 川 村 英 紀 🗐 🏗

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フロンティア・マネジメント株式会社の2019年 1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フロンティア・マネジメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年2月13日

フロンティア・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フロンティア・マネジメント株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に 従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の 環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 2020年2月20日

フロンティア・マネジメント株式会社 監査役会

常勤監査役 梅 本 武 印

監 査 役 下河邊 和 彦 印

監査役服部暢達印

(注) 監査役 梅本武、監査役 下河邉和彦、監査役 服部暢達は、会社法第2条第16号及び第335条 第3項に定める社外監査役であります。

以上

(MEMO)

(MEMO)

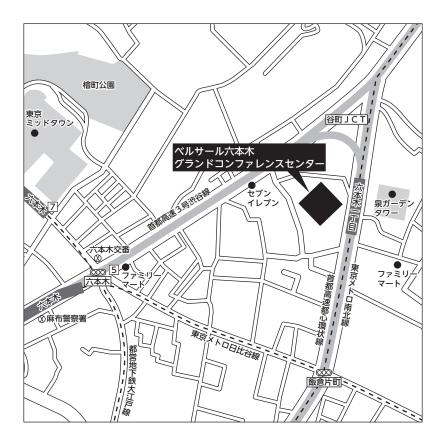
株主総会会場ご案内図

会場:東京都港区六本木三丁目2番1号

住友不動産六本木グランドタワー9階

ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター

TEL 03-5545-1722



交通 「六本木一丁目駅」西改札直結(南北線) 「六本木駅 5番出口より徒歩6分(日比谷線・大江戸線)

